

名張市総合福祉センターふれあいの指定管理者の指定について

令和8年4月1日から指定管理者制度により管理運営を行う名張市総合福祉センターふれあいについて、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、名張市指定管理者候補者選定委員会での公募によらない指定管理者候補者の選定審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を選定しましたので、同年3月定例議会に指定管理者の指定議案を提出します。

指定管理者の名称	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
代表者	会長 杉本 丈夫
団体の概要	<p>昭和47年に社会福祉法により設立認可された名張市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う団体であり、ボランティアの育成支援、福祉団体の活動支援等を行うとともに、各種相談事業を実施するなど、本市と連携しながら地域共生社会の実現に向け様々な事業に取り組んでいます。</p> <p>なお、平成18年度から現在に至るまで、名張市総合福祉センターふれあい及び名張市老人福祉センター「ふれあい」の指定管理を継続して受託してきた実績があります。</p>
指定予定期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
選定の経過	<p>指定管理者候補者選定委員会 令和7年8月25日開催</p> <p>公募によらない指定管理者候補者の審査基準に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none">① 公募によらない選定理由は妥当か② 利用者の平等な利用が確保されるか③ サービスの向上が図られるか④ 施設の設置目的に沿い、効用を最大限に発揮することができるか⑤ 施設の適切な維持及び管理がなされるか⑥ 効率的・効果的な管理運営が可能か⑦ 職員配置などの組織体制が整っているか <p>などについて、総合的に審査し、指定管理者候補者として選定を適当とした名張市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定しました。</p>